川崎造船所電氣工作部の職工いよいよ起つ

電正會員千六百の大會席上六箇條の要求を決議す

卅日午後七時から川崎勞働會館で開催した川崎造船所電氣工作部電正會大會には會員千六百名參集定刻一番行委員尾川林藏氏が司會者となつて開會を宣し丹崎永一氏は左の宣言決議文を朗讀した

宣言

吾等は眞面目に働いて居る而も吾等は常に生活の脅威を免れ得ない吾等は働く事を嫌ふ者ではない唯働く事に依つて其得た利益の分配が公平に受けねばならぬ吾等は飽迄產業の自治を主張し其實現を期する、斯くて大いに働く事が出來大に幸福を享受し得るのである吾等をして大いに働かしめよ吾等をして幸福なる新制度を確立せしめよ

電氣工組合電正會

決議

吾等は飽迄問題に且つ着々に熱心に勇敢に要求條件の貫徹を期す

電氣工組合電正會

更に電正會から會社への要求條件として左記六箇條を附議して滿場一致可決した

要求條件

一、工場立憲制を採用し且つ團體交涉權を確認する事

二、左の標準に依り退職手當を支給する事 勤續滿六箇月にして退職する場合は日給廿日分、六箇月以上の勤續一箇月を加ふる每に日給三日間を加算する事（但し會社の都合により解雇する場合は右の倍額とす）尚六箇月未滿の者にも勤續一箇月につき日給三日間を支給する事

三、左の區分に據り增給する事 男工日給二圓以下廿五錢同二圓五十錢以下廿錢日給三圓以下十五錢、女工日給一圓以下三十錢

四、創立廿五周年のお祝の意義性質並に分配方法を明示する事

五、病氣缺勤の場合は左の手當を支給する事 缺勤三十日以內は日給の七分缺勤卅日以上七十日以內は日給の半日分

六、演習召集に應じたる時は其服役期間日給半日分を支給する事

次いで勞働爭議が勃發した場合各部委員を發表し斯くて議事を終つて演說會に移り濱崎、石井、河內かずゑ、久留弘三諸氏熱辯を揮ひ午後十時二十分閉會した

社長の歸朝迄要求保留

川崎造船爭議

神戶川崎造船所電氣工作部の勞働爭議は三十日に至りて職工側の形勢險惡を加へたれば會社側でも狼狽し同日正午[illegible]開き協議せる[illegible]中につき職工側の要求書の保留を求むることゝなり[illegible]回答せり（大阪電話）

社長外遊中につき要求は斷じて受附けぬ

造船所側宣言を貼り出す

廿九日要求條件提出の決議をなして氣勢を揚げた川崎造船所電氣工作部九百の職工は卅日午前中に從事したが會社側では同日午前中役員ト幹部會議の結果午後三時全工場一萬五千の職工に左の宣言を發表した

一、[illegible]は決議をなし業務目前の件以下四項の要求を提出するさいふ事であるが當社は社長が專斷の慣を有し我々重役は斯の如き會社の營業方針を根柢から改造する如き問題には觸れる權能を與へられて居ないから社長外遊不在の今日協議なる要求を提出されても斷じて受付ける事は出來ないさいふ事を豫め通告して置く

全職工結束し一齊に起つ

大演說會を開き氣勢を昂ぐ

川崎造船所一萬五千の職工

[illegible]

協議し

[illegible]

狀勢を

[illegible]

洋行中

[illegible]

着々攻勢

川崎の爭議

川崎造船所電氣工作部職工は一日に[illegible]要求提出の結果も亦愈々同く交涉を進め[illegible]選び各種實行委員百餘名の人選を行ひ本部（各人日給一日分提出）も同じく大部分を確保した、斯くて午後退場と共に一同は神戶市兵庫[illegible]勞働會本部樓上に集合打合せを開き具體的實行方法の協議をなす筈である、要求提出期日は造船機各部の參加を待ち兵庫分工場も結束して一時に提出する事

川崎造船電工部も要求案を提出して

渡米中の松方社長に打電

三菱は依然怠業

[illegible]

八百餘名

行列

代表者

[illegible]

新要求

社長不在で[illegible]川崎

神戶川崎造船所の勞働爭議は松方社長の洋行不在を理由として留守中役員は問題の解決を社長の歸るまで留保したいといふ事に意嚮を定め正式要求提出に先立ち交涉の留保方を職工側へ傳達したが職工側では之れに對し獨り電氣工場のみならず造船造機其他の各工場と提携各々協議を進め各幹部連は昨日決定したる十箇條の要求條項（本紙既報）を左の如く改め、且つ各々の要求は會社の任不任に拘らず會社に對して要求するものであるとして一日中に正式に要求書を提出する事に決した

第一　工場立憲制を採用し且つ團體交涉權を確認する事

第二　左の標準により退職手當を支給する事

勤續滿六箇月にして退職する者は日給二十日分六箇月以上勤續一箇月を加ふる每に日給三日を加算する事但し會社の都合により解雇する場合は其倍額とし尚六箇月未滿の者も勤續一箇月に付き日給三日分を支給する事

第三　左の標準により增給する事

男工、日給二圓以下二十五錢日給一圓五十錢以下二十錢日給一圓以下十五錢▲女工、日給一圓以下三十錢、日給一圓一錢以上二十五錢

第四　創立二十五周年のお祝の性質並に配分方法を明示する事

第五　病氣缺勤の場合は左の手當を支給する事

缺勤三十日以內日給の七分缺勤三十一日以上七十日以內は日給の半日分

第六　演習召集に應じたる時は其服役期間日給半日分を支給する事

尙第一次交涉委員としては槇村、[illegible]、竹島三氏が推されて居るが職工側は飽まで要求の貫徹を期するため既に第三次までの實行委員を選定して居る即ち第二次委員は尾川、小部、前田、荒井、第三次は露木、大原、山崎、垣內、佐々木の諸氏である

しての要求案である」事を聲明した、これに對して取締役は『電正會なる組合は會社としては認めぬ團體である』とて要求を峻拒した、押川代表は『電氣工作所一同の答あつて代表者は電氣工作所一同の要求と

訂正し

たが、取締役は『電氣工作所一同としての要求案ならば正規の手續を踏んで提出されたし』と述げ『手續を踏んで提出されたり』とて現在松方社長も不在であるし、それに自分としても獨斷に受理する譯にはいかぬ』と拒絕した、このため激論となつたが結局會社側で受理せず物別れとなつた（神戶電話）

兵庫分工場と呼應して要求案を提出

神戶川崎造船所の職工

全市に亙りて示威運動

神戶川崎造船所電氣工作部職工八百餘名は、三日午前十時會下山公園に集合し、本社電氣工作部と相呼應して同樣要求案を提出する事に決定せり（神戶三日電話）

職工側

代表委員寄崎[illegible]一郎會社側との交涉顚末を報告してより後、一同は友愛會旗及び電正會旗等を先頭に全市に亙りて一大示威運動を行ひ午後三時散會せるが同七時より職工側委員數名は再び諸工俱樂部に會合し、協議の結果愈々本日正午を期し

最後の

要求案を提出する事に決定して散會せしが過般來不穩の形勢ありし同造船所兵庫分工場職工約七百名も四日正午を期[illegible]

職工側の要求

先づ電工部より提出の段取

輕擧妄動を警む部長の訓示

川崎造船電氣工作部

川崎造

船の電氣工作部が近く會社側へ要求項目を提出する爲め造船造機も同一步調に出ずべく[illegible]した所造機部は今回新に組織される神戶勞働組合聯合會の團體運動の結果を見ての上で決した事既報の如くであるが

右に就

き電氣工作部は造船造機に先だち單獨で要求提出の事になるらしく第一回の交涉不成に終らば第二回の交涉を開き其際には造船造機せ共に起つ段取らしく觀測される

而して

電工部職工の要求條件は大略去の如きものであるさ傳ふ三十日正午、電工部では前段を[illegible]松本工作部長から輕擧妄動を戒むる一場の訓示を試みた

電正會要求條件

一、工場立憲制を採用し且つ團體交涉權を確認する事

二、左の標準に據り退職手當を支給する事 勤續滿三箇月にして退職する場合は日給廿日分支給の事 六箇月以上一箇月を加へる每に日給三日分を增加の事 但し會社の都合に依り解雇の場合は右の倍額とし尚六箇月未滿の者にして勤續一箇月に對し日給三日分を支給の事

三、左の原則に據り昇給する事

（甲）日給二圓以上の男工廿五錢同二圓五十錢以下廿錢同參圓以下十錢

（乙）日給一圓以下女工三十錢同壹圓一錢以上二十五錢

四、創立廿五週年祝の意義併せて利益金分配方法を明示する事

五、病氣欠勤の場合は左の手當を支給する事

（一）缺勤三十日以內日給七分

（二）缺勤三十一日以上七十日以內半日分

六、演習召集簡閱點呼に應じる時には其服役期間は日給半日分を支給する事

川崎造船重役會議

斯る重大問題は社長の外遊中我々の手で計らひ得ない

急遽歸神の長留重役語る

社長外遊中の川崎造船所長留重役は三十日午前九時神戶驛着の特急列車で歸神、同日午後造船所役員室に重役會議を開いた

長留氏

は語る『二十八日の朝東京の新聞で職工が騷ぎかけてる事を知り引返して來たのです』と前提し『電氣工作部の職工が要求書を提出し其實行を迫ることであるが松方社長が外遊中で我々は

留守を

預かつてるに過ぎない、從つて其日くの事を切り盛りしてるだけです、然るに今回職工連が要求せうとしてゐる條項は會社制度の根本に觸れる重大問題で松方社長の居られる時であればア、した一風變つた

氣性の

人だから何んとかの解決方法も付くであらうが我々にしては斯る大問題を處理する權能を有してゐない、即ち職工連が騷いで要求をした處で此方で何う計らう事も出來ぬから來る十一月、社長の歸朝を待つて提出するものなら提出した方が得策であらうと只今（午後四時）部長、係長心得を經て我々の

意のあ

る所を各部職工に通じさせたから各職工は此事情を諒解したことゝ思ふ、之は私一人の意見で無く重役一同の意見です』云々

この旨を各工場職工へ通じさせたと